



平成 18 年 5 月 21 日

各 位

会社名 石原産業株式会社
代表者名 取締役社長 田村 藤夫
(コード番号 4028 東・大 第1部)
問合せ先 取締役 経営企画管理本部長
炭野 泰男
(TEL . 06 - 6444 - 1850)

行政処分取消請求訴訟の提起について

当社は、本日、愛知県知事より平成 17 年 11 月 21 日受領しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）第 19 条の 5 第 1 項の規定によるフェロシルト等の撤去を命ずる処分（以下「本件処分」といいます。）のうち瀬戸市幡中地区に係る部分に限り処分の取消を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起しましたのでここにご報告します。

愛知県からの本件処分による講ずべき支障の除去等の措置の内容は、埋め立てられたフェロシルト及びこれと混合した土砂等を全量撤去し、廃掃法の基準に従い適正に処分することです。当社も、勿論その趣旨の理解に努め、周辺住民の方々の生活環境の保全とその支障の除去に全力を尽くすべく努力してまいりました。

然るところ、愛知県の調査によっても該当地においては問題の六価クロムは検出されおらず、土壌環境基準を超えたフッ素については自然に由来するものである可能性が極めて高いと考えられることから、フェロシルトをすぐさま撤去しなくとも周辺住民の方々の健康上の保全に支障はないものと考えられます。

加えて、本件処分にある瀬戸市幡中地区においては、ボーリング調査の結果、フェロシルトの撤去量は周辺土も含め極めて膨大な量になると予想され、かつ、その埋設分布が広範囲で深度も表層から 30m に斑状で多岐にわたっていることが判明しております。その撤去については、事前に埋設フェロシルトに至るため、移動、搬出する大量の土砂を含めると延べ 10 万台を超えるトラックの通行が必要となります。その上、撤去作業期間は長期化し、通学時の交通事故、粉塵、振動、排ガス、CO₂ の大量発生など、周辺住民の方々への二

次災害が懸念されています。

当社といたしましては、かかる実情を踏まえ、必ずしも全量撤去の方法によらず、地元にお住まいの方々の健康と生活環境を最優先に配慮した安全な方法について、学識経験者と検討し、周辺住民や地権者の方々のご意向を踏まえ、生活環境の保全を図り早期に実行可能な方策、例えば本件土地の外周及び表層部に人工的に遮水層を設置することでフェロシルトを封じ込める案等を検討し、さらに全社を挙げて適切に対応してまいりたいと考え、本件処分の取消を求める訴えを提起したものです。

なお、本件訴訟の推移によっては、当社の経営状態に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響額は不明であります。

フェロシルト問題につきましては、株主、取引先の皆様をはじめ関係者各位に、ご心配とご迷惑をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げますとともに、当社はこの問題については、全ての地域において、住民の方々の生活環境保全上の支障を除去することを社会的責務と考え、その実現の確保の為に不退転の決意で取り組み、一日も早い社会からの信頼回復を得るよう努めてまいります。

以上

(参考)

廃掃法第19条の5第1項

産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。